

令和8年1月19日

松戸市新焼却施設整備事業の総合評価一般競争入札の実施について

次のとおり総合評価一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

記

1 事業概要

- (1)件 名 松戸市新焼却施設整備事業
- (2)場 所 松戸市高柳新田37番地
- (3)事業内容 松戸市新焼却施設の設計・建設及び運営・維持管理を行う事業
- (4)事業期間
 - ア 設計・建設期間:特定事業契約締結日から令和15年12月31日まで
 - イ 運営・維持管理期間:令和16年1月1日から令和35年12月31日まで
なお、事業者提案の採用により、本市が設計・建設期間を短縮した場合、本施設の正式引渡しの翌日から20年間とする。
- (5)敷地面積 約 35,800 m²(旧工場、多目的広場を含む敷地全体)

2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。なお、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- ウ 設計・建設業務において、プラント設備の設計・建設を行う者は構成員とならなければならない。また、運営・維持管理業務において、SPCから直接、「運転管理業務」または「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- エ 入札参加者は、本市との交渉窓口となる構成企業1社を「代表企業」として定める。なお、「代表企業」は、本施設のうち、プラント設備の設計・建設を行う設計・建設企業とする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うも

のとする。

- オ 参加表明書及び入札参加資格審査申請書類の受付以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りでない。
- カ 入札参加者の構成企業が、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。
- キ 入札参加者を構成する場合、代表企業、構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の代表企業、構成企業になることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう(以下同じ。)。

1) 資本関係がある場合

次のア又はイのいずれかに該当する2者の場合。

- ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条4号及び会社法施行規則(平成17年法務省令第12号)第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

- イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係がある場合

次のア又はイのいずれかに該当する2者の場合。なお、役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

また、1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、構成員が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員となることはできない。

- カ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 入札参加者の共通の要件

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

- ウ 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿(役割に応じた業種)に登載された者であること。また、「ちば電子調達システム」により、上記と同様の内容

で令和8・9年度松戸市入札参加資格審査申請をしていること。

(3) 各業務を行う者の要件

応募者の構成企業には、本施設の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下のアからウの各項の要件を満たす企業を含むこと。なお、1者で複数の要件を満たす場合は、当該1者のみで複数の要件に係る業務にあたることが可能である。

ア 設計・建設企業のうち、本施設の建築物(プラント設備を除く)の設計・建設を行う者は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、建築物(プラント設備を除く)の設計を行う者は全ての者が①を満たし、建築物の建設を行う者は全ての者が②、③、少なくとも1者が④～⑤を満たすこと。

- ① 建築土法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿(建設工事等 業種:建築一式工事)に登載された者であること。また、「ちば電子調達システム」により、上記と同様の内容で令和8・9年度松戸市入札参加資格審査申請をしていること。
- ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業(建築一式工事)の許可を取得していること。
- ④ 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(平成25年4月以降に稼働した施設に限る。)で全連続燃焼式焼却施設の建築物(プラント設備を除く)に係る設計・建設工事の納入実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
- ⑤ 建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)

イ 設計・建設企業のうち、本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には全ての者が②～④を満たし、少なくとも1者は①を満たすこと。

- ① 平成25年4月以降にしゅん工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成であり、1年以上稼働している施設とする。)のプラント設備に係る設計・建設工事の納入実績を元請として1件以上(震災等の仮設焼却施設の納入実績は除く。)有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上場合のも

のこと。

- ② 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業(清掃施設工事業)の許可を受けていること。
 - ③ 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿(建設工事等 業種:清掃施設工事)に登載されている者であること。また、「ちば電子調達システム」により、上記と同様の内容で令和8・9年度松戸市入札参加資格審査申請をしていること。
 - ④ 建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)
- ウ 運営・維持管理企業のうち、運転管理業務もしくは維持管理業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。なお、同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる運転管理業務を担う1者が、①～③の要件を満たすこととし、②は運転管理業務もしくは維持管理業務を担う者のうち少なくとも1者が満たすこととし、③は運転管理業務もしくは維持管理業務を実施する全ての者が満たすこと。
- ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(震災等の仮設焼却施設は除く。)で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。)における1年間以上の運転管理実績を元請として有すること。
 - ② ごみ処理施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有し、一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。)の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営・維持管理開始後2年間以上配置できること。
 - ③ 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿(委託または建設工事等)に登載された者であること。また、「ちば電子調達システム」により、上記と同様の内容で令和8・9年度松戸市入札参加資格審査申請をしていること。

(4) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成1年法律第117号)第9条の規定に該当する者。

- ウ 本市の令和6・7年度松戸市入札参加資格者名簿に登載されていない者。
また、令和8・9年度松戸市入札参加資格審査申請をしていない者。
- エ 松戸市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱及び松戸市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者。
- オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- キ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。(再生手続開始の決定がなされた場合を除く。)
- ク 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- ケ 清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- コ 松戸市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領により入札排除期間中である者。
- サ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいざれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当する者。
- シ 国税又は地方税を滞納している者。
- ス 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- セ 本事業に係るアドバイザリー業務を受託している者、当該アドバイザリー業務を受託している者とアドバイザリー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。本事業に関し、本市のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は次のとおりである。
○ パシフィックコンサルタンツ株式会社

○ 日比谷パーク法律事務所

ソ 本事業の評価を行う選考委員会の委員及び当該委員が所属する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

タ 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)。

○ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

○ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(5) 参加資格要件の確認

ア 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認申請書等の受付最終日とする。

イ 参加資格確認基準日から入札提案書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成員又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。

ただし、残存企業のみで入札参加者の再構成を本市に申請し、入札提案書類の提出日までに本市が認めた場合は、引き続き有効とする。(この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を本市に提出した日とする。)

なお、当該残存企業のみで入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ウ 入札提案書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記イと同様とする。(「入札提案書類の提出日までに本市が認めた場合」は、「落札者決定日までに本市が認めた場合」に読み替える。)

エ 落札者決定日の翌日から特定事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

落札者決定日の翌日から特定事業契約締結日までの間に、落札者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は当該構成員又は協力企業を含む落札者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない、又は仮契約を解除しても、本市は一切の責任を負わない。ただし、落札者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、残存企業のみで落札者の再構成を行うことができるものとし、本市は変更後の落札者と仮

契約を締結できるものとする。

なお、当該残存企業のみで入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、本市は当該落札者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除する。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触することのないように留意すること。また、入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提案書類の差し換え等の禁止

入札参加者は、受付以降における入札提案書類の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

本市は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し又は入札期日を延期することがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合であると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となつた者のした入札
- ケ 予定価格を超える入札
- コ 松戸市総合評価方式において、失格と評価された者のした入札
- サ 内訳書の提出を求めている入札において、その提出がない入札又は積算等によりその内容が不明瞭である入札
- シ アからサまでに掲げるもののほか、その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用については、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札提案書類の取り扱い

ア 著作権

入札提案書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。入札参加者から提出された本事業に関する入札提案書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、本事業において公表、及びその他市が必要と認める場合には、市は入札提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、入札提案書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

ウ 情報公開請求

入札提案書類は、公平性、透明性を期すために、「松戸市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、若しくは市が入札提案書類の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、入札参加者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより入札参加者の正当な利益を害する情報がある場合には、市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の入札提案書類の使用に関する費用は、無償とする。

(8) 本市の提供する資料の取り扱い

入札参加者(入札までに辞退したものを含む)は、本市が提供する資料を、本事業への入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させる、又は内容を提示することはできない。

(9) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、松戸市財務規則(昭和57年規則第9号)第129条の規定に基づき、入札保証金を納めなければならない。

ただし、過去10年以内において廃棄物焼却施設建設の公共工事を元請けとして施工した実績を2つ以上有する場合は入札保証金を免除する。

(10) その他

- ア 本市は、入札参加者が1者であった場合も、落札者選定基準に従い入札提案書類の審査を行う。
- イ 入札説明書に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては本市のホームページにおいて公表する。また、参加資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。
- ウ 本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

4 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格(予定価格に110分の100を乗じて得た価格)は、次のとおりとする。

(1) 予定価格

103,399,272,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

(2) 入札書比較価格

93,999,338,181円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

(3) 留意事項

- ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本市が事業者に支払う設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額である。
- イ 予定価格及び入札書比較価格には、別紙-1及び特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ウ 入札書比較価格を超える入札をした入札参加者は、失格とする。

5 低入札価格調査基準価格

本件入札には松戸市低入札価格調査実施要綱(令和7年4月1日改正)により調査基準価格を設定する。詳細は、松戸市低入札価格調査実施要綱を参照のこと。
なお、失格基準価格は設定しない。

6 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は次のとおりとする。

令和8年 1月19日(月)	入札公告(入札説明書等の公表)
令和8年 1月19日(月) ～2月6日(金)	入札説明書等に対する質問の受付(第1回)
令和8年 1月19日(月) ～2月27日(金)	現地確認
令和8年 3月3日(火)	入札説明書等に対する質問回答の公表(第1回)
令和8年 3月4日(水) ～3月17日(火)	参加表明書、入札参加資格確認申請書等の受付
令和8年 4月3日(金)	資格審査結果の通知
令和8年 4月3日(金) ～4月10日(金)	入札説明書等に対する質問の受付(第2回)
令和8年 4月23日(木) ～4月24日(金)	対面対話の実施
令和8年 5月12日(火)	入札説明書等に対する質問回答の公表(第2回)
令和8年 6月11日(木) ～6月16日(火)	入札提案書類(入札書、提案書等)の受付
令和8年 8月下旬	落札者の決定・公表
令和8年 9月頃	基本協定の締結
令和8年 10月頃	特定事業契約の仮契約締結
令和8年 12月頃	特定事業契約の本契約締結

(2) 応募手続き等

ア 入札説明書等に対する質問の受付(第1回)

入札説明書等に対する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和8年1月19日(月)～令和8年2月6日(金)午後5時

② 提出方法

入札説明書等に対する質問書(第1号様式)に必要事項を記入のうえ、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel 形式)を添付し、①受付期間に記載する期間内に、松戸市環境部清掃施設整備課に送付して提出すること。なお、電子メールの総容量は5メガバイト以内とし、提出者は電話により、電子メールの着信確認を行うものとする。

○送付先:松戸市 環境部 清掃施設整備課

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5 新館6階

○電子メールアドレス:mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp

○電話番号:047-366-7335

イ 現地確認の実施について

建設計画地の現地確認を次のとおり受け付ける。

① 対応期間

令和8年1月19日(月)～令和8年2月27日(金)

午前9時から午後5時まで(午後12時から午後13時は除く)

② 実施内容

本市職員による現地案内を行う。なお、ここで質問は一切受け付けない。

③ 申込方法

現地確認の申込に際しては、希望日の3日前までに「現地確認への参加申込書」(第4号様式)に必要事項を記入し、電子メールにより松戸市環境部清掃施設整備課に提出すること。また、参加希望者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

本市は日程等の確認後に電子メールにより、可否を連絡する。なお、申込は本事業への参加を検討する参加資格要件に示す入札参加者に相当する者に限る。

④ その他

現地確認当日は、所属する企業の社員証等、身分を証するもの(ただし、名刺は不可とする。)を持参すること。参加人数は制限しないが、参加者が代表で撮影するなど、過度な人数とならないようにすること。また、同じグループでの参加を予定する構成企業は、合同で参加すること。なお、入札提案書類の作成にあたり、建設計画地の調査等が必要な場合は、現地確認の申込時に申請のうえ、本市で実施可否を判断して連絡する。

ウ 閲覧資料の閲覧

本事業への応募を予定する法人を対象に、参加にあたっての参考資料として、「要求水準書(設計建設業務編)目次」に示す資料の閲覧の申込を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和8年1月19日(月)～令和8年6月11日(木)

② 申込方法

「イ 現地確認の実施について」に示す現地確認の申込と併せて、電子メール本文に閲覧資料の閲覧を希望する旨を記載すること。

③ 資料提供方法

クラウドストレージサービスにて提供する。

④ その他

閲覧資料は、機密情報等を含むため、第三者以外への提供を行わないこ

と。また、閲覧期間は落札者の決定・公表までとし、当該日以降、閲覧資料を速やかに消去すること。

工 入札説明書等に対する質問及び質問への回答の公表(第1回)

提出された質問及び質問に対する回答は、令和8年3月3日(火)までに、本市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

オ 参加表明書、入札参加資格確認申請書等の受付

参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和8年3月4日(水)～令和8年3月17日(火)午後5時

② 提出場所

○送付先:松戸市環境部清掃施設整備課

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の5 新館6階

○電子メールアドレス:mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp

○電話番号:047-366-7335

③ 提出方法

持参又は郵送での提出とする。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、提出場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を本市にて判定する。

併せて、参加表明書及び入札参加資格申請書等を電子データ化(PDF)のうえ、大容量送付システム又はクラウドストレージサービスを利用し、ダウンロード用リンクを電子メールで送付すること。

④ 提出書類

次の書類を1部提出すること。

(ア) 参加表明書及び添付書類(第2号様式)

ア) 構成企業一覧表

イ) 委任状(代表企業)

ウ) 委任状(復代理人)

(イ) 参加資格審査申請書及び添付書類(第3号様式)

ア) 会社概要

イ) 企業単体の貸借対照表及び損益計算書(直近3年分)

ウ) 連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近1年分)

エ) 上記計算書類に係る監査報告の写し

オ) 納税証明書※(国税、都道府県税、市町村税の滞納がないことを証する書類)

カ) その他入札参加者の資格を証する書類の写し

※ オ)については、入札公告日から参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付最終日までに発行された、当該発行日時点における最新のものとする。

力 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和8年4月3日(金)に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。参加資格があると認められた入札参加者には、提案時に用いる提案者番号等を併せて通知するので、提案書の作成に用いるものとする。なお、参加資格を確認された入札参加者数等については公表しない。

キ 参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加者は、本市に対して、令和8年4月8日(水)までに参加資格がないと認められた理由を問う書面(様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。)を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。本市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、令和8年4月17日(金)までに回答を郵送する。

ク 入札説明書等に対する質問の受付(第2回)

入札説明書等に対する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和8年4月3日(金)～令和8年4月10日(金)午後5時

② 提出方法

入札説明書等に対する質問書(第2回)(第1号様式)に必要事項を記入のうえ、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel 形式)を添付し、①受付期間に記載する期間内に、松戸市環境部清掃施設整備課に送付して提出すること。なお、電子メールの総容量は5メガバイト以内とし、提出者は電話により、電子メールの着信確認を行うものとする。

○送付先:松戸市 環境部 清掃施設整備課

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5 新館6階

○電子メールアドレス:mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp

○電話番号:047-366-7335

ケ 対面対話の実施

参加資格が認められた入札参加者を対象として、提案書を作成するにあたり、本市においての本事業の位置づけや特徴を理解いただくことを目的に対面での対話を開催します。対面での対話を希望する入札参加者は、次のとおり申し込むこと。

なお、対面での対話の実施については、対面対話実施要領を参照すること。

① 開催日

令和8年4月23日(木)から令和8年4月24日(金)(予定)

② 開催時間

開催時間については、対面での対話を希望する入札参加者と本市において調整する。

③ 申込方法

本市に電話連絡し、開催日を調整した上で、対面対話申込書(対面対話実施要領に添付)に必要事項を記入し、対面対話実施要領に従い提出すること。

コ 入札説明書等に対する質問への回答の公表(第2回)

提出された質問及び質問に対する回答は、令和8年5月12日(火)までに、本市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

サ 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類の受付期限までに、入札辞退届(第5号様式)を持参により提出すること。

なお、入札を辞退した者について、これを理由として以後の本市の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

シ 入札提案書類の受付

参加資格が確認された入札参加者からの入札提案書類を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和8年6月11日(木)から令和8年6月16日(火)午前9時～午後5時

② 提出場所

○事務局:松戸市 環境部 清掃施設整備課

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の5 新館6階

○電子メールアドレス:mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp

○電話番号:047-366-7335

③ 提出方法

持参での提出とする。

④ 提出書類

入札提案書類については、次のとおりとする。

(ア)入札提案書類提出書(第6号様式)

綴じずに1部提出すること。

(イ)入札書(第7号様式)及び入札価格内訳書(設計・建設費)(第7-1号様式)

封筒に入れ封印し、1部提出すること。

(ウ)要求水準に対する誓約書(第8号様式)

綴じずに1部提出すること。

(イ)提案書(第9号様式～第15号様式)

(オ)基本設計図書

ア)各設備概要(施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。)

イ)プラント工事関係

a)提案仕様書

(提案する施設の仕様を「提案仕様記載用フォーマット」に記載したもの)

b)フローシート

- ・ごみ、空気、排ガス、主灰・飛灰、薬剤
- ・給水、排水(プラント排水、生活排水等)
- ・ボイラ給水、蒸気、復水

c)設計計算書

- ・性能曲線図
- ・物質収支
- ・熱収支
- ・用役収支
- ・火格子燃焼率
- ・燃焼室熱負荷
- ・ボイラ関係計算書(通過ガス温度)
- ・発電出力及び発電効率・エネルギー回収率計算書
- ・煙突拡散計算書
- ・主要機器容量計算、性能計算、構造計算

・その他必要なもの

d)施設全体配置図(土木建築、外構含む)、動線計画図、主要平面図、断面図、立面図

e)各階機器配置図

f)計装制御系統図

g)電算機システム構成図

h)電気設備図(主要回線単線結線図)

i)非常用発電機容量計算書

j) 海外製作機器リスト

ウ) 土木建築工事関係

- a) 建築一般図(各階平面図、立面図、断面図)
- b) 設計概要書(意匠、構造、電気、機械、外構等)
- c) 色彩計画書
- d) 透視図・鳥かん図
- e) 日影図
- f) 建築設備機器一覧表
- g) 建築内部、外部仕上表

I) 実施設計工程表、工事工程表(土木・建築、プラント、建築設備・電気)

オ) 運転計画書

カ) 運営・維持管理期間中の本施設の維持管理計画一覧表(主要な点検、補修、更新等がわかるもの(費用を含む))

キ) 運営・維持管理期間後の10年間に想定される本施設の維持管理計画一覧表(主要な点検、補修、更新等がわかるもの(参考概算費用含む))

(カ) 提案書・基本設計図書作成要領

- ・ 提案書については、第9号様式～第15号様式の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4判・縦長・左綴じ(A3判は横長で一連とし折り込むこと。)、片面印刷、正本1部、副本7部を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ11ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。
- ・ 基本設計図書については、A3判、片面印刷で作成し、前記の順に横長左綴じにより、正本1部、副本7部を提出すること。
- ・ 提案書及び基本設計図書については、内容データを記録したCD-Rを2部提出すること。なお、使用ソフトは Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、PDF 形式(Windows 対応)とすること。
- ・ 提案書のうち文書で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用して差し支えない。また、着色は自由とする。
- ・ 各様式で枚数の指定があるものは、それに従うこと。
- ・ 様式が複数ページにわたる時は、左上の様式番号の次に番号を振ること。

例. 第●-●号様式(1/2)

- ・ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において代表企業名を明らかにすること。
- ・各様式で提案を求めている全ての項目について記載するとともに、様式間の不整合がないよう留意すること。
- ・使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。

ス 入札提案書類に対するヒアリング

入札提案書類を提出した入札参加者に対して、令和8年8月に入札提案書類に対するヒアリングを行う。なお、詳細については、入札提案書類提出後に入札参加者の代表企業に書面により通知する。

セ 開札

入札書の開札については、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ令和8年8月に行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立会う場合、「委任状(開札の立会い)」(第16号様式)を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に通知する。